

○稲沢市指名停止取扱要領

平成16年4月1日

施行

改正 令和2年4月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、稲沢市が発注する建設工事及び設計、監理、測量等の業務委託（以下「工事」という。）並びに物件の買入れ、製造の請負等（以下「物件」という。）の契約の相手方として不適切な者を排除し、適切な業者選定をするために、競争入札に参加する資格を有する者（以下「有資格業者」という。）の指名停止について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「指名停止」とは、有資格業者が一定の要件に該当するため、工事又は物件の契約の相手方とすることが不相当として、期間を定め、指名の対象から除外する措置をいう。

(指名停止)

第3条 市長は、有資格業者が、別表に掲げる措置要件の一に該当するときは、あらかじめ稲沢市工事請負業者指名審査委員会又は稲沢市物件購入業者等指名審査委員会（以下「審査会」という。）の議を経て、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

2 市長が前項の規定により指名停止を行つたときは、契約担当者（稲沢市契約規則（昭和57年稲沢市規則第37号）第2条第1号の契約担当者をいう。）は、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはな

らない。また、当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

- 3 市長は、第1項の規定により指名停止を行うときは、指名停止決定書（様式第1）を作成するものとする。なお、指名停止決定書は、審査会の委員が押印のうえ総務部契約検査課において保管するものとする。

（下請負人及び共同企業体に関する指名停止）

第4条 市長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

- 2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

- 3 市長は、前条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

（指名停止の期間の特例）

第5条 有資格業者が一の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最

も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号の一に該当することとなつた場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1箇月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

(1) 別表の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1箇年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表の措置要件に該当することとなつたとき。

(2) 別表 2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準第1号から第9号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3箇年を経過するまでの間に、それぞれ第1号から第9号までの措置要件に該当することとなつたとき（前号に掲げる場合を除く。）。

3 市長は、有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由があるため、別表及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

4 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

5 市長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなつたときは、別表及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

6 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかになったと認めたときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

7 市長は、第5項の規定により指名停止の期間を変更するとき及び前項の規定により指名停止の解除を行うときは、あらかじめ審査会に諮るものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第6条 市長は、第3条第1項の規定により情状に応じて別表に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当するとなつた場合には、指名停止の期間を加重するものとする。

(1) 談合情報を得た場合又は談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表 2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準第4号又は第7号に該当したとき。

(2) 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあつたことが明らかとなつたときで、当該関与行為に関し、別表 2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準第4号、第5号又は第6号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

(3) 本市又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する行為をいう。以下

同じ。)又は談合(刑法第96条の6第2項の談合をいう。以下同じ。)の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に対し、別表 2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準第7号、第8号又は第9号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

(指名停止の通知)

第7条 市長は、第3条第1項若しくは第4条各項の規定により指名停止を行い、第5条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同条第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対し遅滞なくそれぞれ指名停止通知書(様式第2)、指名停止期間変更通知書(様式第3)、指名停止解除通知書(様式第4)により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が市の発注した工事又は物件に関するものであるときは、必要に応じて改善措置の報告を徴するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第8条 市長は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、災害時の応急工事、特殊技術を要する工事、緊急物件の購入等を発注する場合で特にやむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(下請等の禁止)

第9条 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が、市発注の工事又は物件の全部若しくは一部を下請し、又は受託することを承認してはな

らない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第10条 市長は、指名停止を行わない場合においても、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(指名停止の公表)

第11条 市長は、指名停止にかかる情報について公表するものとする。

2 前項に規定する公表は、行政情報コーナー又はインターネットを利用して閲覧に供するものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、審査会の議を経て措置を決定するものとする。

付 則

1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。

2 この要領は、この要領の施行の日以後に指名停止の措置を行う有資格業者に適用し、同日前に指名停止の措置を行つた有資格業者については、なお従前の例による。

付 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成19年6月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成 21 年 7 月 10 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条、第 5 条、第 6 条関係）

1 事故等に基づく措置基準

番号	区分	措置要件	期間
1	虚偽記載	本市の発注する工事又は物件の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、入札参加資格審査申請書、入札参加資格確認資料及びその他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 箇月以上 6 箇月以内
2	過失による粗雑工事等	本市と締結した契約に係る工事又は物件（以下この表において「市発注工事又は物件」という。）の履行に当たり、過失により工事又は物件を粗雑にしたと認められるとき（引き渡された目的物の種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が軽微である	当該認定をした日から 1 箇月以上 6 箇月以内

		と認められるときを除く。)	
3		愛知県内における工事又は物件の契約で前号に掲げるもの以外のもの（以下この表において「一般工事又は一般物件」という。）の履行に当たり、過失により工事又は物件を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上3箇月以内
4	契約違反	第2号に掲げる場合のほか、市発注工事又は物件の契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上4箇月以内
5	公衆損害事故	市発注工事又は物件の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であつたため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上6箇月以内
6		一般工事又は一般物件の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であつたため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上3箇月以内
7	工事等	市発注工事又は物件の契約の履行に当た	当該認定をし

	関係者 事故	り、安全管理の措置が不適切であつたため、契約関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	た日から2週間以上4箇月以内
8		一般工事又は一般物件の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であつたため、契約関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上2箇月以内

2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

番号	区分	措置要件	期間
1	贈賄	次に掲げる者が本市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。） (2) 有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で(1)に掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」とい	逮捕又は公訴を知った日から 2 4 箇月 2 4 箇月

		う。) (3) 有資格業者の使用人で(2)に掲げる者以外のもの(以下「使用人」という。)	24箇月
2		次に掲げる者が愛知県内の他の公共機関の職員に対して行つた贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 代表役員等 (2) 一般役員等 (3) 使用人	逮捕又は公訴を知つた日から 3箇月以上9箇月以内 2箇月以上6箇月以内 1箇月以上3箇月以内
3		次に掲げる者が愛知県外の公共機関の職員に対して行つた贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 代表役員等 (2) 一般役員等	逮捕又は公訴を知つた日から 2箇月以上6箇月以内 1箇月以上3箇月以内
4	独占禁	市発注工事又は物件に関し、独占禁止法	当該認定をし

	止法違 反行為	第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	た日から6箇 月以上24箇 月以内
5		愛知県内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき(前号に掲げる場合を除く。)	当該認定をし た日から4箇 月以上18箇 月以内
6		愛知県、岐阜県、静岡県及び三重県(以下この表において「東海4県」という。)において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき(前2号に掲げる場合を除く。)	当該認定をし た日から2箇 月以上18箇 月以内
7	競売入 札妨害 又は談 合	市発注工事又は物件に関し、次に掲げるものが競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 代表役員等 (2) 一般役員等又は使用人	逮捕又は公訴 を知った日か ら 8箇月以上2 4箇月以内 6箇月以上2 4箇月以内
8		愛知県内において、次に掲げる者が競売	逮捕又は公訴

		<p>入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（前号に掲げる場合を除く。）。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等又は使用人</p>	<p>を知った日から</p> <p>6 箇月以上 2 4 箇月以内</p> <p>4 箇月以上 2 4 箇月以内</p>
9		<p>東海 4 県において、次に掲げる者が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（前 2 号に掲げる場合を除く。）。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等又は使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4 箇月以上 2 4 箇月以内</p> <p>2 箇月以上 2 4 箇月以内</p>
1 0	建設業 法違反 行為	<p>愛知県内において、建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）の規定に違反し、工事の契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2 箇月以上 9 箇月以内</p>
1 1		<p>東海 4 県において、建設業法の規定に違反し、工事の契約の相手方として不適當で</p>	<p>1 箇月以上 9 箇月以内</p>

		あると認められるとき（前号に掲げる場合を除く。）。	
1 2	不正又は不誠実な行為	前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上9箇月以内
1 3		前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上9箇月以内
1 4	その他	前各号に掲げる場合のほか、重大な事案が発生し、当該有資格業者が、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	審査会で決定

様式第1(第3条関係)

指名停止決定書

業者名称氏名		
発注者		
名称		
場所		
事件概要	発生年月日	
	発生場所	
	状況	
判明(起訴)年月日		
起訴事実及び内容		

年 月 日決定

上記の事件については、下記のとおり指名を停止する。

停止期間	自 年 月 日 至 年 月 日 間
適用条項	
摘要	

様式第2(第7条関係)

年 月 日

様

稲沢市長



指名停止通知書

この度、下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知する。今後はかかる事態が生ずることのないよう十分注意されたい。(今後はかかる事態が生ずることのないよう十分注意するとともに、今後の改善措置の詳細について報告されたい。)

記

- 1 指名停止の期間
- 2 指名停止の理由

(問合先 部 課 電話)

様式第3(第7条関係)

年 月 日

様

稲沢市長



指名停止期間変更通知書

年 月 日付け 第 号をもって貴社の指名停止を行つた旨を通知したところであるが、この度、下記のとおり指名停止の期間を変更したので通知する。

記

- 1 従前の指名停止の期間
- 2 変更後の指名停止の期間
- 3 変更の理由

(問合先 部 課 電話)

様式第4(第7条関係)

年 月 日

様

稲沢市長



指名停止解除通知書

年 月 日付け 第 号をもって貴社の指名停止を行つた旨を通知したところであるが、この度、当該指名停止を解除したので通知する。

(問合先 部 課 電話)

様式第 1 (第 3 条 関係)

様式第 2 (第 7 条 関係)

様式第 3 (第 7 条 関係)

様式第 4 (第 7 条 関係)